

○総務省令第百三号

地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百十六号）の施行に伴い、並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第四号及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十一条の十四第一項第四号の規定に基づき、地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十六日

総務大臣 山本 早苗

地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の三第二項中「及び」を「から」に改め、「第十二条の四」の下に「まで」を加える。

第十二条の三第一項中「規定により、新商品の生産」の下に「又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）」を加え、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者

（新商品の生産」を「新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等に改め、同項第一号中「新商品」の下に「又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）を、企業化されている商品」の下に「若しくは役務」を、「既存の商品」の下に「若しくは役務」を加え、同項第二号中「新商品」の下に「等」を加え、同項第三号中「次項」を「第三項」に改め、「生産」の下に「等」を加え、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「生産」の下に「等」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「生産」の下に「等」を加え、「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「生産」の下に「等」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により普通地方公共団体の長が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。

第十二条の三第二項第一号中「生産」の下に「等」を加え、同項第二号中「新商品」の下に「等」を加え、同項第三号及び第四号中「生産」の下に「等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により提出された実施計画（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（地方公営企業法施行規則の一部改正）

第二条 地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第五十三条の見出し中「生産」の下に「等」を加え、同条第一項中「規定により、新商品の生産」の下に「又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）」を加え、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産）を「新商品の生産等」により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等）」に改め、同項第一号中「新商品」の下に「又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）」を、「企業化されている商品」の下に「若しくは役務」を、「既

存の商品」の下に「若しくは役務」を加え、同項第二号中「新商品」の下に「等」を加え、同項第三号中「次項」を「第三項」に改め、「生産」の下に「等」を加え、同条第四項中「生産」の下に「等」を加え、「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「生産」の下に「等」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により管理者が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。

第五十三条第二項第一号中「生産」の下に「等」を加え、同項第二号中「新商品」の下に「等」を加え、同項第三号及び第四号中「生産」の下に「等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 管理者は、前項の規定により提出された実施計画（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。